

松田すこやか祝金

問 子育て健康課  
㊱ (84) 5544

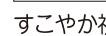
次代を担う子どもの出生を祝福し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、お子さんを出生した世帯へ祝金を支給します。

❸ 令和6年4月1日以降は  
生まれたお子さんと同居  
し、監護かつ生計を同じ  
くしている町内に住所を  
登録している方

3万円（対象児童1人に  
つき1回のみ支給）

※ 令和6年4月1日から5  
月30日までに生まれたお  
子さんがいる世帯には、  
後日申請書を送付します

**子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、1～2歳の児童を養育している世帯へ給付金を支給します。**

②申請日時点で、令和4年4月2日から令和6年5月31日生まれの児童と同居し、監護かつ生計を同じくしている方<sup>補</sup>3万円（対象児童1人につき1回のみ支給）※対象児童がいる世帯に後日申請書を送付します※詳細については、町公式サイトをご確認ください  
  
すこやか祝金  
  
子育て支援給付金

松田町新規就農者等  
担い手支援補助金

補  
と同居し、監護かつ生計を同じくしている方  
3万円（対象児童1人につき1回のみ支給）  
※対象児童がいる世帯に後日申請書を送付します。  
※詳細については、町公式サイトをご確認ください

**④** 次の書類を提出  
・申請書兼請求書  
・農地の権利が移転、設定されたことを証明できる書類

※申請書は町公式サイトに掲載および観光経済課窓口にて配布します

**他** 交付に必要な要件、交付金額などについての詳細は町公式サイトをご確認ください。

**問** 観光経済課  
**☎** (83) 1228

**農機具電動化補助金**

町内農業者が電動式刈払機などを購入するための費用の一部を補助します。

**対** 次の要件に全て該当すること

① 町内に住所を有する方  
② 町内に農地を所有している方、または、町内の農地を借り受けている方



※申請書は町公式サイト  
に掲載および観光経済  
課窓口にて配布します  
**他**  
交付に必要な要件、交付  
金額などについての詳細  
は町公式サイトをご確認  
ください。

③農地を耕作している方  
④補助金交付後も営農の  
意思がある方

⑤町税などに滞納がない方  
⑥暴力団または暴力団員  
でない方

**【対象となる農機具】**

- 刈払機・チエーンソー・  
トリマー・ブロワー・  
T字バリカン
- ※電動式に限る

**〔補〕**

購入費の2分の1  
(上限1万5千円)

**〔申〕**

次の書類を提出

- ・申請書
- ・見積書の写し
- ・仕様が確認できるカタ  
ログその他写し

※交付決定前に購入された  
場合は補助金交付対象外  
となります

申 次の書類を提出

- ・申請書
- ・見積書の写し
- ・仕様が確認できるカタログその他写し

【対象となる農機具】  
刈払機・チエーンソー  
トリマー・ブロワー  
丁字バリカン  
※電動式に限る  
購入費の2分の1  
(上限1万5千円)

**対** 次の全てに該当する方  
事業の着手前にご相談ください。

- ・特産品を活用し町の魅力を積極的に発信できる方
- ・特産品の製造と販売を継続して行なうことができる方
- ・特産品を町ふるさと納税返礼品として登録できる方
- ・町内に住所を有する個人および法人、もしくは町内に住所を有する個人が半数以上所属する団体
- ・町税などに滞納がない方

**【対象経費】**

- 研究開発に係る材料費・加工費・機械器具購入費・デザイン費・リース料など
- 対象経費の3分の2以内（上限20万円）  
詳細は町サイトをご確認ください。

・町内に住所を有する個人および法人、もしくは町内に住所を有する個人が半数以上所属する団体

・町税などに滞納がない方

- ・特産品の製造と販売を継続して行うことができる方
- ・特産品を町ふるさと納税返礼品として登録できる方